

別紙第2

職員の給与に関する勧告

職員の給与に関する条例（昭和26年東京都条例第75号）、学校職員の給与に関する条例（昭和31年東京都条例第68号）、東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成14年東京都条例第161号）及び東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例（平成14年東京都条例第162号）に定める職員の給与について下記のとおり改定するよう勧告する。

記

I 平成27年4月の公民較差に基づく改定

1 給料表

- (1) 職員の給与に関する条例及び学校職員の給与に関する条例
現行の給料表を、別記第1のとおり改定すること。
- (2) 東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例
現行の給料表を、別記第2のとおり改定すること。
- (3) 東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例
現行の給料表を、別記第3のとおり改定すること。

2 期末手当及び勤勉手当

- (1) 平成27年12月期の支給月数

ア 下記イからオまでに掲げる職員以外の職員

平成27年12月に支給する勤勉手当の支給月数を0.90月分（再任用職員については、0.425月分）とし、勤勉手当の年間支給月数を1.70月分（再任用職員については、0.80月分）とすること。

イ 別記第4の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員で同表の

職員欄に掲げる職員

平成27年12月に支給する勤勉手当の支給月数を1.10月分（再任用職員については、0.525月分）とし、勤勉手当の年間支給月数を2.10月分（再任用職員については、1.00月分）とすること。

ウ 別記第5の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員で同表の職員欄に掲げる職員

平成27年12月に支給する勤勉手当の支給月数を1.20月分（再任用職員については、0.525月分）とし、勤勉手当の年間支給月数を2.30月分（再任用職員については、1.00月分）とすること。

エ 指定職給料表の適用を受ける職員

平成27年12月に支給する勤勉手当の支給月数を0.95月分とし、勤勉手当の年間支給月数を1.85月分とすること。

オ 特定任期付職員、第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員

平成27年12月に支給する期末手当の支給月数を1.725月分とし、期末手当の年間支給月数を3.25月分とすること。

(2) 平成28年6月期以降の支給月数

ア 下記イからオまでに掲げる職員以外の職員

6月及び12月に支給する勤勉手当の支給月数をそれぞれ0.85月分（再任用職員については、それぞれ0.40月分）とすること。

イ 別記第4の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員で同表の職員欄に掲げる職員

6月及び12月に支給する勤勉手当の支給月数をそれぞれ1.05月分（再任用職員については、それぞれ0.50月分）とすること。

ウ 別記第5の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員で同表の職員欄に掲げる職員

6月及び12月に支給する勤勉手当の支給月数をそれぞれ1.15月分（再任用職員については、それぞれ0.50月分）とすること。

エ 指定職給料表の適用を受ける職員

6月及び12月に支給する勤勉手当の支給月数をそれぞれ0.925月分とすること。

オ 特定任期付職員、第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員
6月及び12月に支給する期末手当の支給月数をそれぞれ1.55月分
及び1.70月分とすること。

3 実施時期

この改定は、平成27年4月1日から実施すること。ただし、2の(1)
については、この勧告を実施するための条例の公布の日から、2の(2)
については、平成28年4月1日から実施すること。

II 給与制度の改正

1 給料表

(1) 公安職の部長等の職務の級の設置及び号給の決定

ア Iの1の(1)による改定後の公安職給料表の9級を廃止し、別記
第6のとおり新たに9級を設置すること。

イ 上記アによる改定後の公安職給料表9級を適用する標準的な職務
は、理事官又は部長の職の職務とすること。

ウ 上記アによる改定後の公安職給料表9級の適用を受ける職員の号
給の決定については、その者の占める職に応じて人事委員会で定め
る。

エ 上記アによる改定後の公安職給料表9級の適用を受ける職員につ
いては、職員の給与に関する条例第6条第3項から第5項までに規
定する昇給の基準の適用を行わないものとする。

(2) 切替え

ア 上記(1)のアによる改定後の給料表適用の日（以下「適用日」と
いう。）の前日において、その者の属する職務の級が別記第7の
旧級欄に掲げる職務の級である職員の適用日における職務の級は、
旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。

イ 適用日における職員の号給は、人事委員会が別に定める。

2 扶養手当

上記1の(1)のアによる改定後の公安職給料表9級の適用を受ける職員については、扶養手当を支給しないこととすること。

3 給料の特別調整額（管理職手当）

上記1の(1)のアによる改定後の公安職給料表9級の適用を受ける職員に支給する給料の特別調整額（管理職手当）について、職務の級の新設に併せ、その職務と職責に応じて区分を見直すこと。

4 実施時期

この改定は、平成28年4月1日から実施すること。